

PayPayサービス規約

本規約は、株式会社グローバルナビゲート（以下「当社」といいます。）と、当社が発行者（株式会社グローバルナビゲート決済サービス加盟店規約第2条（13）に定義する。）の契約先である日本恒生ソフトウェア株式会社との間の契約に基づき取り扱う発行者が提供するPayPay決済サービスを利用する加盟店との間の契約関係を定めたものです。加盟店は、PayPay決済サービスへ加盟の申込みを行ったことをもって、本規約のすべての内容を承諾したものとみなします。

第1条（決済サービスの提供）

1. 当社は、下記PayPay加盟店規約に基づき加盟店に対して「PayPay」決済サービスを提供し、加盟店は当該規約の内容を異議なく承諾するものとします。

<https://about.paypay.ne.jp/docs/terms/paypay-merchant-terms/>

2. 加盟店は、株式会社グローバルナビゲート決済サービス規約に定める利用契約にPayPay加盟店規約等（以下、総称して「PayPay規約」という。）が含まれることを承認するものとします。

第2条（決済手段）

PayPayサービス規約は、当社が加盟店からPayPay取扱いの加盟店申込を受け、利用契約が成立したときに適用されるものとします。

第3条（加盟店契約の遵守）

甲は、乙の指示に従いPayPay規約を遵守するものとする。加盟店、当社間において、PayPay加盟店規約及び本規約に矛盾がある場合は、PayPay加盟店規約が優先して適用されるものとし、PayPay加盟店規約に定めのない事項については、本規約の定めるところによるものとします。

第4条（代理権の授与）

加盟店は、当社に対し、PayPay契約の締結、通知等の連絡業務、収納代行等の日本恒生ソフトウェア株式会社との金銭の授受、その他加盟店が第1条に定める決済手段を利用するために必要な代理権を授与するものとします。

以上
(2020年10月1日 制定)